

## 自動車エコ事業所の認定基準

認定基準は、次表に掲げる各取組に対する評価点の合計が4点以上とする。

なお、社用車を有する事業所においては、「ゼロエミッション自動車の導入」又は「電動車の導入」の取組を必須とする。

取組	評価点	
ゼロエミッション自動車の導入	事業所に導入されている自動車のうち、EV・PHV・FCVの保有割合 20%以上	2
	過去3年間における新車導入台数のうち、EV・PHV・FCV 割合 30%以上	2
電動車の導入	過去3年間における新車導入台数のうち、電動車割合 100%	1
EV・PHV・FCV タクシー、EV・PHV・FCV カーシェアリングの導入	1台	1
	2台	2
	3台以上	3
電気バスや燃料電池バス、電気トラックや燃料電池トラック、燃料電池フォークリフトの導入	1台	1
	2台	2
	3台以上	3
EV・PHV・FCV に対する料金割引制度	導入又は実施	1
EV・PHV・FCV での配送制度	EV・PHV・FCV での配送割合 5%以上	1
共同輸配送制度	導入又は実施	1
一般開放されたEV・PHV用充電設備の設置	1口	1
	2口	2
	3口以上	3
	上記の充電設備に太陽光発電設備等の再生可能エネルギーで発電した電力を活用	1
従業員向けEV・PHV用充電設備の設置	1～9口	1
	10～29口	2
	30口以上	3
	上記の充電設備に太陽光発電設備等の再生可能エネルギーで発電した電力を活用	1

取組	評価点	
燃料電池自動車用の充填設備の設置	1基以上	1
	上記の設備において、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを活用して製造した水素を充填	1
公共交通機関の利用促進等	主たる通勤方法が公共交通機関（送迎用バスを含む。）、自転車又は徒歩である従業員割合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な公共交通機関の駅（停留所）から 1km 以内の事業所 概ね 10 割</li> <li>・ 主要な公共交通機関の駅（停留所）から 2km 以内の事業所 7 割以上</li> <li>・ 主要な公共交通機関の駅（停留所）から 2km 超の事業所 5 割以上</li> </ul>	1
パーク・アンド・ライド用駐車場の提供	導入又は実施	1
その他の地球温暖化対策に資する取組	再エネ、省エネ、蓄エネ設備の設置など、地球温暖化対策に資する設備の設置 等	1

備考1 電動車とは、EV・PHV・FCV 及びハイブリッド自動車を指す。

2 EV・PHV・FCV での配送制度とは、購入した物品をゼロエミッション自動車（EV・PHV・FCV）を使用して納入させる取組のことをいう。

3 共同輸配送とは、複数の荷主等の荷物を積み合わせて輸送効率を上げる取組のことをいう。